

# 自然との共生を目指して

平成14年3月、人間と自然がバランスよく暮らしていくための羅針盤として「新・生物多様性国家戦略」が策定され、「保全の強化」、「持続可能な利用」と並び「自然再生」が今後展開すべき施策の大きな方向として位置づけられました。

平成15年には、自然再生の基本理念や手順等を定めた「自然再生推進法」が施行され、また同年4月には同法に基づく「自然再生基本方針」が閣議決定し、その後全国各地で様々な自然再生の取り組みが進められています。なお、更なる自然再生の推進のため、平成20年10月の第1回、平成26年11月の第2回の変更を経て、この度、第3回目の変更を行いました。

この冊子は、環境省またはその他の団体が行う自然再生事業がどのようなもので、各地でどのようなことが行われているのかについて紹介し、さらにこの取り組みを拡げていくことができるよう、具体的な実施内容を中心に取りまとめたものです。

この冊子をより多くの地域で自然再生の取り組みを進めていく足がかりとして、ご活用いただきたいと思います。

(令和2年2月)

- 環境省直轄事業地域
- 自然環境整備交付金事業地域
- その他の地域において自然再生協議会が設立されている地域

